

2023年11月10日 全9頁

生物多様性の開示が本格化

～まずは TNFD 提言に則った開示の準備を～

コンサルティング第一部 主任コンサルタント 中川 葉子

[要約]

- 一年前と比較すると、私たちが生物多様性に関する情報を目にする機会は増えている。開示状況をもても、例えば有価証券報告書の中で生物多様性について記述している企業数は大きく増加している。
- 足元では、様々なサステナビリティ関連の情報開示フレームワークにおいて、企業等に対し、生物多様性に関する開示内容を拡充させる方向にある。その中でも、2023年9月に TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）が公表した最終提言および関連するガイダンス類は、生物多様性に関わる問題の特定や分析、開示等、企業が踏むべきステップについて、詳細な情報を提示するものとして注目されている。
- 企業等に求められるサステナビリティ開示の内容は、非常に幅広く、かつ深くなっている。生物多様性に関しても、国内では現状、直接的に開示を義務付ける制度は存在しないものの、今後はより具体的な開示を求める方向に進む可能性がある。TNFD 等の開示フレームワークや先進的な企業の開示事例等を活用しながら、早めに開示に向けた準備に取り掛かる必要がある。

1. はじめに

近年では、気候変動と並び、生物多様性¹の喪失も地球規模で深刻な危機に繋がる問題であるとの認識が高まっている。生物多様性が失われると、それまで生物間で保たれてきたバランスが崩れて様々な生物が絶滅、それが生態系に影響を及ぼし、これまで人類が享受してきた自然の恵みが消失するリスクが高まる。今後企業は気候変動と生物多様性の二つのテーマに関して、両輪での取り組みが求められる流れにある。

¹ 1992年のリオ地球サミットにおいて採択された生物多様性条約（Convention on Biological Diversity (CBD)）の第二条によると、生物多様性（Biological DiversityまたはBiodiversity）とは、地球上に存在する全ての生物の間の変異性を指すものであり、種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性の3つのレベルを含む考え方となる。

2. 生物多様性を意識する機会はこの一年間で増加

2021～2022年に昆明・モンテリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)の議論を経て、「ポスト2020生物多様性枠組み(GBF: Global Biodiversity Framework)」において、2030年を目標年度とする国際目標が定められた。すなわち2030年までのネイチャーポジティブ(生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる)を目指し、2050年に向けたビジョン「自然と共生する世界」の達成を目指す。各国政府は、GBFをそれぞれの国に落とし込んだ戦略の策定を求められており、わが国でも、2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」において、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画を定めている²。

足元のこのような動きを受けて、約一年前と比較すると、私たちが生物多様性に関する情報を目にする機会は増えている。メディアやウェブサイト等では生物多様性に関わる様々な情報が発信されるようになった。企業の取り組みも本格化しており、花王、キリン、KDDI、SMFGグループ、ブリヂストン等の先進的な企業は、統合報告書やサステナビリティレポート、ウェブサイト等において、生物多様性との関わりについて具体的な開示を行っており、注目されている。

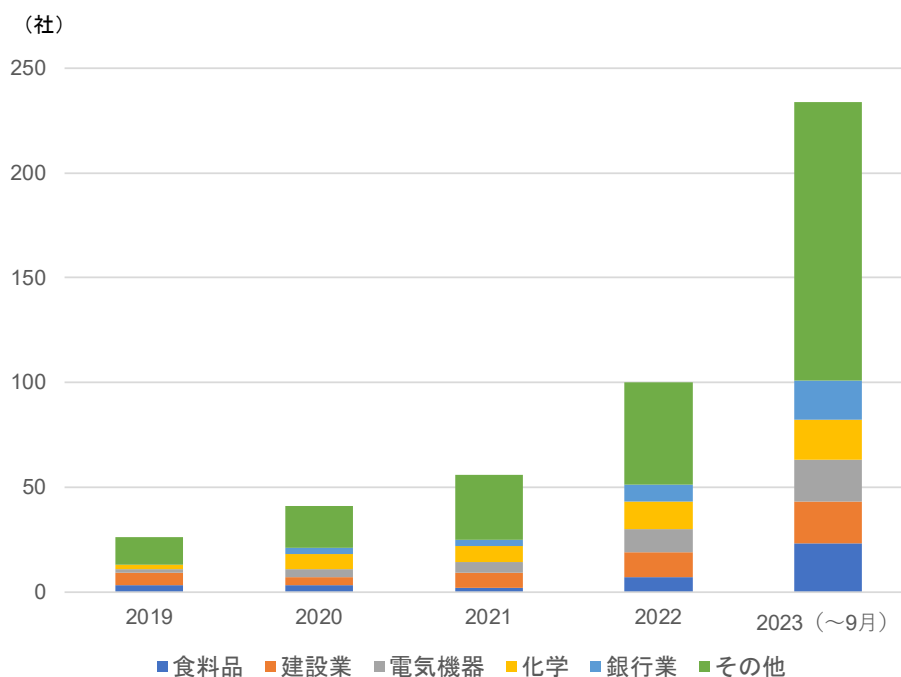
その他の企業においても、生物多様性に係る検討や取り組みは本格化の兆しを見せている。例えば国内上場企業の通期の有価証券報告書のうち、文中に「生物多様性」という文言が含まれている報告書の公表数の推移をグラフ化したのが図表1である。2019年に公表された有価証券報告書のうち、「生物多様性」に関する記述が含まれているのは26社に留まっていたが、2022年には100社、2023年1月から9月までの9ヵ月間で234社にまで増加した³。中には「生物多様性は早急に取り組むべき課題であると認識している」等、まだ実際の取り組みには至っていないとみられる記載も多く含まれているものの、自社をとりまく重要な社会課題として真剣に考え始めている企業が増えていると指摘することができる。

なお、生物や植物の利活用、あるいは自然の開発など、生物多様性にもたらす影響、あるいは生物多様性への依存が大きいイメージを有する業種については、比較的早い段階から開示を行ってきた企業が多くみられ、またその数は増えている。図表1の2023年9月の234社の業種別内訳をみると、食料品(23社)、建設業(20社)、電気機器(20社)、化学(19社)、銀行業(19社)が多い。他方、それ以外の業種についても前年と比較すると大きく増加している。

² 「生物多様性国家戦略2023-2030」 <https://www.env.go.jp/content/000124381.pdf>

³ なお、2023年3月期決算より、有価証券報告書において「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設されたことも、増加の一因と考えられる。

(図表1) 有価証券報告書に「生物多様性」についての記載が含まれている社数



注：2023年データは2023年1月から9月末までに開示を行った社数。なお、その時点の全上場企業が対象。

出所：Anaclueより大和総研作成

例えば気候変動であれば、これまで全く関心を持ってこなかった企業、何も取り組んでこなかった企業は、ごくわずかであろう。他方で生物多様性については、重要なテーマであると理解しているものの、自社の事業との関連について具体的なイメージを持つことができず戸惑う企業、他社の様子を見ている企業も多いのではないかと推察される。そのような企業にとって、先進的な企業の取り組み、開示事例に加えて、サステナビリティに関わる様々な情報開示のフレームワークの動向も非常に有用な参考情報となる。

3. 生物多様性に関する開示をめぐる動き

国内外の様々な機関から、サステナビリティに関わる情報開示のフレームワークが提供されている⁴。これらは企業の情報開示のみならず、サステナビリティに関する取り組みを整理し戦略を立案するプロセスにおいて非常に有用であり、現に、多くの企業がフレームワークを参照しながらサステナビリティ戦略を立案している。そして、足元では、それぞれのフレームワークにおいて、生物多様性に関する開示内容を拡充させる方向にある。

まず、国際会計基準 (IFRS) 財団傘下の International Sustainability Standards Board (ISSB) は 2023 年 6 月 26 日、「IFRS S1 (サステナビリティ全般に関する開示基準)」と「IFRS S2 (気候変動に関する開示基準)」を公表した⁵。さらに、同年 5 月 4 日には、2024 年からの 2 年間の対象とした作業計画 (S3 以降のテーマ選定も含む) に関する意見募集が開始され、9 月 1 日に締め切られている。意見募集の資料に記載された「新たなテーマのリサーチ、新たな開示基準の開発」に係る計画では、特に優先度が高いプロジェクトとして①生物多様性、生態系、生態系サービス、②人的資本、③人権、④報告における統合、の 4 つが挙げられており、これらのテーマの中から「S3」以降の次の基準開発の検討が行われる可能性が高いとみられている。

「GRI スタンダード⁶」を提供するグローバル・レポーティング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative, GRI) は、2022 年 12 月 5 日に、「GRI304 2016:生物多様性」に対する改定案を公表した。同改定案は 2016 年に公表された現行のスタンダードを大幅に拡充するものとなっている。内容は今後修正される可能性があるものの、「最も重大な影響を与える拠点の場所 (304-1)」、「生物多様性損失の直接的な要因 (304-2)」、「生物多様性の現状 (304-3)」、「生態系サービス (304-4)」、「生物多様性関連の影響の管理 (304-5)」、「生物多様性の損失の阻止と回復 (304-6)」、「アクセスと利益の共有 (304-7)」の大項目から構成されている。改定案に対するパブリックコメントは 2023 年 2 月 28 日に締め切れ、最終版は 2023 年の第 4 四半期に公表される予定である⁷。

さらに EU では 2023 年 1 月に企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) が発効した。CSRD は一定の規模以上の企業に対し、サステナビリティ情報を含む非財務情報の開示を法的に義務付ける内容であり、日本企業も EU 域内の売上高等の一定の基準に該当した場合は 2028 年度以降に適用される。CSRD 対象企業は、今後段階的に、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) が策定した欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) に基づく情報開示を行うことが求められる。

⁴ 日本取引所グループのウェブサイト「ESG 情報開示枠組みの紹介」

<https://www.jpix.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/disclosure-framework/index.html>

⁵ これらを踏まえ、わが国では SSBJ (サステナビリティ基準委員会) が日本版サステナビリティ情報開示基準 (日本版 S1 基準、日本版 S2 基準) を策定中である。

⁶ 報告主体が経済、環境、社会に与えるインパクトの報告に係るフレームワーク。インパクトはプラスとマイナスのインパクト、外部に与えるインパクトと外部から受けるものを含む。

⁷ GRI「Topic Standard Project for Biodiversity」

<https://www.globalreporting.org/standards/standards-development/topic-standard-project-for-biodiversity/>

(図表 2) 欧州持続可能性報告基準 (ESRS) における生物多様性の開示

横断的基準	ESRS 1 全般的要件	ESRS 2 全般的開示			
環境	ESRS E1 気候変動	ESRS E2 汚染	ESRS E3 水と海洋資源	ESRS E4 生物多様性と 生態系	ESRS E5 資源利用と サーキュラー エコノミー
社会	ESRS S1 自社の労働者	ESRS S2 バリューチェーン の労働者	ESRS S3 影響を受ける コミュニティ	ESRS S4 消費者と エンドユーザー	
ガバナンス	ESRS G1 事業活動				

出所：欧州委員会 ESRS より大和総研作成

ESRS は横断的基準、環境、社会、ガバナンスの4つのパートに分かれており、CSRD 対象企業はそれぞれについて、CSRD 指令に定められた基準に基づいて情報を開示する必要がある。なお、環境はさらに、気候変動 (ESRS E1)、汚染 (ESRS E2)、水と海洋資源 (ESRS E3)、生物多様性と生態系 (ESRS E4)、資源利用とサーキュラーエコノミー (ESRS E5) の5つのパートから構成されている。そして生物多様性と生態系 (ESRS E4) については図表 3 に示す通り、「戦略」、「影響・リスク・機会の管理」、「指標と目標」について、合計で8つの開示内容が求められている。

CSRD の特徴として、ダブルマテリアリティを採用している点が指摘できる。すなわちサステナビリティ課題が企業に与える影響のみを一方向で検討するシングルマテリアリティに対して、CSRD では、企業がサステナビリティに与える影響も加えて、二つの方向から検討することを求めている。企業は、(TCFD 等の) シングルマテリアリティと比較すると、自社の活動拠点の周辺に住む人々など、より幅広いステークホルダーに与える影響という観点からも検討することが求められる。

(図表 3) ESRS の生物多様性と生態系 (ESRS E4) で求められる開示内容

	開示内容 (項目名)	開示の目的等
戦略	移行計画に関する説明 (E4-1)	生物多様性・生態系の影響・依存・リスク・機会と、企業の戦略・ビジネスモデルの相互作用を説明することにより、戦略・ビジネスモデルのレジリエンスや、地域、国家、国際間の関連する政策との適合性を理解するため
	重要な影響・リスク・機会、それらと戦略、ビジネスモデルとの相互作用 (ESRS 2 SBM-3)	生物多様性・生態系にとって重要性の高い自社の活動拠点のリスト、およびそれら拠点と生物多様性・生態系の影響・依存等の情報を開示する
影響・リスク・機会の管理	影響・リスク・機会を特定、評価するプロセス (ESRS 2 IRO-1)	重大な影響・リスク・依存関係・機会を特定するプロセスを説明する (シナリオ分析の実施の有無等)
	重要な影響・リスク・機会に対処する方針 (E4-2)	重要な生物多様性・生態系の影響・依存・リスク・機会の特定、評価、管理/回復について、どのような方針を策定しているかを理解するため
	行動とその実施に割り当てられたリソース (E4-3)	生物多様性・生態系に関する方針の目的や目標の達成に大きく貢献するような主な行動を理解するため
指標と目標	設定した目標 (E4-4)	生物多様性・生態系に係る方針をサポートし、重要な影響・依存・リスク・機会に対処するために、企業が採用した目標について理解するため
	指標 (E4-5)	生物多様性と生態系の変化に関して、重要性評価において重要と特定された影響に対する企業のパフォーマンスを理解するため
	予想される財務上の影響 (E4-6)	(a) 生物多様性・生態系に関する影響・依存から生じる重大なリスクによって予想される財務上の影響、これらのリスクが企業の財務状況、財務パフォーマンスおよびキャッシュフローに対し、短期・中期・長期でどのような重要な影響を与えるか (b) 生物多様性・生態系に関連する重要な機会により予想される経済的影響、について理解するため

注：表中の SBM は全般的開示 (ESRS 2) における「戦略」、IRO は同「影響、リスク、機会の管理」を表す

出所：Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards sustainability reporting standards より大和総研作成

そして開示をめぐるもう一つの動きとして、足元では「TNFD」が日本国内の上場企業から強い関心を集めている。TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース、Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）は、自然資本等に関する企業のリスク管理と開示枠組みを構築することを目的として2021年に設立された。2022年3月以降、4つのベータ版の公表を通じて市場関係者からのフィードバックを取り入れ、2023年9月に最終提言と、関連する複数のガイダンスを公表している⁸。

TNFD 提言の特徴として、まず、開示事項は「ガバナンス」、「戦略」、「リスクと影響の管理」、「指標と目標」の4つに分類されており、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の推奨開示項目と類似した構造となっていることが指摘できる。従って、TCFD 開示対応を経験した企業の担当者であれば、開示に向けたおおよそのプロセスやアウトプットをイメージしやすいだろう。ただし、各事項の内容についてはTCFDとは異なる点もあり留意が必要である。例えばTCFDでは開示の対象が機会とリスクであるのに対し、TNFDでは機会、リスクに加えて、依存、影響についても開示しなければならないなど、いくつかの相違点も見られる（図表4）。

（図表4）TNFD 提言の開示事項

ガバナンス	戦略	リスクと影響の管理	指標と目標
自然に関する依存、影響、リスク、機会に係る企業のガバナンスを開示する	企業の事業、戦略、財務計画において、自然に関する依存、影響、リスク、機会の実際の・潜在的なインパクトが重要性を持つ場合にはこれを開示する	企業の自然に関する依存、影響、リスク、機会の特定・評価・優先付け・監視のためのプロセスを開示する	自然に関する依存、影響、リスク、機会を評価・管理する指標と目標を開示する
A. 自然に関する依存、影響、リスク、機会に関する取締役会の監督について説明する	A. 企業が特定した、短期、中期、長期の自然に関する依存、影響、リスク、機会について説明する	A(i). 企業の直接業務における自然に関する依存、影響、リスク、機会を特定・評価・優先付けするためのプロセスを説明する	A. 企業が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、重要な自然に関するリスクと機会を評価・管理するために使用している指標を説明する
B. 自然に関する依存、影響、リスク、機会の評価・管理における経営者の役割について説明する	B. 自然に関する依存、影響、リスク、機会が、企業のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えた影響、移行計画や分析について説明する	A(ii). 上流・下流のバリューチェーンにおける自然に関する依存、影響、リスク、機会を特定・評価・優先付けするためのプロセスを説明する	B. 自然に関する依存と影響を評価・管理するために企業が使用している指標を説明する
C. 自然に関する依存、影響、リスク、機会に対する企業の評価と対応において、先住民、地域社会、影響を受ける人々、その他のステークホルダーに関する企業の人権方針とエンゲージメント活動、取締役会と経営陣による監督について説明する	C. 様々なシナリオを考慮して、自然に関するリスクと機会に対する企業の戦略のレジリエンスについて、説明する	B. 自然に関する依存、影響、リスク、機会を管理するためのプロセスを説明する	C. 企業が自然に関する依存、影響、リスク、機会を管理するために使用している目標、それに係る企業の実績を説明する
	D. 企業の直接業務、および可能な場合は上流・下流のバリューチェーンにおいて、優先地域に関する基準を満たす資産や活動がある場所を説明する	C. 自然に関するリスクの特定・評価・管理のプロセスが、企業全体のリスク管理にどのように組み込まれているかを説明する	

出所：TNFD “Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures”（2023）より大和総研作成

⁸ 詳細については、藤野大輝「TNFDの基準が確定、内容を概説 企業が開示すべき「自然」に関する情報とは」（2023年10月25日、大和総研レポート）を参照。 https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esg/20231025_024048.html

TNFD 最終提言とともに公表された LEAP アプローチガイダンスでは、企業等が自然関連の問題を特定、評価するための LEAP と呼ばれる評価プロセスが提示されている⁹。意思決定に必要なデューデリジェンスを行うにあたり、Locate（企業と自然の接点を特定する）、Evaluate（依存・影響を評価する）、Assess（リスク・機会を評価する）、Prepare（対応と報告の準備をする）の4つのフェーズに従って問題の特定、分析を進めることを提案する内容となる（図表5）。

（図表5）TNFDの「LEAPアプローチ」

Locate 企業と自然の接点を特定する	Evaluate 依存・影響を評価する	Assess リスク・機会を評価する	Prepare 対応と報告の準備をする
L1: ビジネスモデルとバリューチェーンの範囲 企業の活動がセクター、バリューチェーン、地域ごとにどのようなものか、直接業務はどこで行われるかを特定する	E1: 環境資本、生態系サービス、影響要因の特定 分析対象となる企業の活動などに関連する環境資産、生態系サービス、影響要因を特定する	A1: リスク・機会の特定 自然に関する依存・影響に基づいて、リスク・機会を特定する	P1: 戦略とリソース配分の計画 分析をもとに、リスク管理、戦略、リソース配分の決定を検討する
L2: 依存・影響のスクリーニング L1で特定したもののうち、自然への中度・高度の依存や影響と潜在的に関連しているものを特定する	E2: 依存・影響の特定 自然に関する依存・影響を特定する	A2: 既存リスクの軽減とリスク・機会の管理の調整 既存リスクの軽減とリスク・機会の管理プロセスなどを確認・調整する	P2: 目標設定と実績管理 目標設定、進捗測定のための指標を検討する
L3: 自然との接点 中度・高度の依存や影響が潜在的にあるセクター、バリューチェーン、直接業務の地理的な位置、接しているバイオームや生態系を特定する	E3: 依存・影響の測定 自然に対する依存・影響の規模と範囲を測定する	A3: リスク・機会の測定と優先順位付け リスク・機会を測定し、優先付けを行う	P3: 報告 TNFD提言に沿った開示を検討する
L4: センシティブな地域との接点 企業の活動に中度・高度の依存・影響がある場合、環境的にセンシティブな地域にあるもの、直接業務のうちセンシティブな地域にあるものを特定する	E4: 影響の重要性の評価 影響のうち重要なものを特定する（ダブルマテリアリティの考え方を採用する場合）	A4: リスク・機会の重要性の評価 リスク・機会のうち重要性があり、開示すべきものを特定する	P4: 公表 開示場所や方法を検討する

出所：TNFD “Guidance on the identification and assessment of nature-related issues: The LEAP approach Version 1.0”（2023）より大和総研作

⁹ TNFD “Guidance on the identification and assessment of nature-related issues: the LEAP approach” <https://tnfd.global/publication/additional-guidance-on-assessment-of-nature-related-issues-the-leap-approach/>

4. 生物多様性に関する開示に向けて

企業に求められるサステナビリティ開示の内容は、非常に幅広く、かつ深くなっている。気候変動については、2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）におけるパリ協定を受けて、各国政府、企業等が明確な共通目標を定めた。その後、TCFDをはじめとした様々な開示フレームワークが登場し、他社と比較可能な形で気候変動関連のリスク・機会の管理や開示を促してきた。その成果として、気候変動に対してポジティブな事業に資金が流れる仕組みが整備されつつある。

わが国では、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、2023年3月期以降の有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設された。また、「従業員の状況」の項目では、人的資本、多様性の開示が義務化された。生物多様性に関しては、現状では日本国内において直接的に開示を義務付ける制度は存在しない。しかし、有価証券報告書等の法定開示書類におけるサステナビリティ開示は今後も拡大する方向性にある。生物多様性に関しても、TNFD 最終提言において問題の把握、分析に係る具体的な手法が提示されたことを契機に、開示を求める方向に進む可能性がある。

生物多様性に係る様々な情報開示フレームワークが登場し、何から着手したらよいかわからない企業も多いだろう。しかし、いずれにおいても、企業が生物多様性を守るために起こさなければならないアクション自体は本質的に同じである。それぞれのフレームワークにおいて求められている開示事項には共通点が多い。その点で、TNFDのLEAPアプローチはGRIスタンダードの「GRI304 2016:生物多様性」の改訂案でもESRS E4でも参照されており、これから開示を本格化する企業にとっては、非常にわかりやすいツールになるであろう。

気候変動がそうであるように、生物多様性についても近い将来、真摯に取り組んでいる企業が社会から選ばれるようになるだろう。その上で、開示は社会との重要なコミュニケーションツールとなる。先進的な取り組みを行っている企業などの開示も参照しながら、自社の事業活動やバリューチェーンの全体像を把握し、生態系への依存・影響面で重要と考えられる拠点を特定するところから、準備を始めておきたい。

—以上—